平成２２年（フ）第１４９３号
仙台市太白区八本松１丁目13番11―1330号
債務者　青山美紀子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１２号
福島県西白河郡西郷村大字米字椙山12番地158
債務者　根本　憲司
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第２４８６号
名古屋市緑区相原郷２丁目1909番地
債務者　渡邉　留美
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７５９号
愛知県小牧市大字二重堀1074番地７　シャトレ愛松小牧309号
債務者　小川　浩子（旧姓日野）
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８４７号
兵庫県尼崎市久々知西町２丁目１番17―501号、前住所兵庫県尼崎市三反田町２丁目６番33号シャトーエトワール201
債務者　前泊はつみ
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８６４号
兵庫県西宮市泉町２番２―403号
債務者　田中　洋子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９００号
兵庫県西宮市愛宕山14番２―305号
債務者　酒井重一郎
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９０４号
兵庫県西宮市大森町12番23号　ハイツＫＳ103号
債務者　稲本　純子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８５０号
兵庫県姫路市御立西２丁目１番31号　桑田ハイツⅢ201号
債務者　坂本　好美
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７６１号
兵庫県姫路市青山西２丁目26番14―904号　グリーンビュー
債務者　西川由美子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６８号
鳥取県倉吉市小鴨379番地
債務者　森　　和哉
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第７５号
鳥取県東伯郡琴浦町大字出上349番地２
債務者　西村すみ枝
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第７６号
鳥取県倉吉市福光56番地１　ランコントルＹＫ101号室
債務者　中村　高志
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第１２９２号
広島市佐伯区千同１丁目８番37―101号　フレグランス宮戸田Ｃ棟
債務者　大下　真央
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３３７号
広島市西区鈴が峰町28番２―201号　市営住宅南
債務者　倉本　正美
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４１３号
広島市西区己斐上３丁目10番53―302号　有田第２ビル
債務者　山下　弘司
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４１４号
広島市安佐北区口田１丁目８番17―402号
債務者　伊藤　祐治
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
広島地方裁判所民事第４部